指定給水装置工事事業者のみなさまへ

たつの市上水道課から大切なお知らせ

令和元年10月1日から
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

★ 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日 ～ 令和2年9月29日（1年）
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日 ～ 令和3年9月29日（2年）
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日 ～ 令和4年9月29日（3年）
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日 ～ 令和5年9月29日（4年）
H25.4.1～R１.9.30	令和元年9月30日 ～ 令和6年9月29日（5年）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送で**通知をします。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

● 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。
① 給水装置主任技術者の選任
② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

● 更新申請に必要な書類等
・様式第1及び第2
・機械器具調書
・定款及び登記事項証明書(法人)
　又は住民票(個人)
・選任する主任技術者の確認書類
　(免状又は技術者証等)
・更新手数料　　20,000円

◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います。
※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認。
① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
② 指定給水装置工事事業者の業務内容
　(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎ 4項目確認資料
・講習会の受講修了証等
・外部研修の受講実施履歴等
　※自社内研修は不要
・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇ 更新申請についてのお問い合わせは　たつの市上水道課給水係　TEL:0791－75－4480